



平成28年7月20日


「国民年金保険料納付猶予制度」

平成28年7月1日より

国民年金保険料納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

20歳から50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。これを納付猶予制度といいます。

平成28年6月までは30歳未満、平成28年7月以降は50歳未満が納付猶予制度の対象となりました。

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○(※2)	○
一部納付(※1)	○	○(※3)	○
納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 一部納付の承認を受けている期間については、一部納付の保険料を納付していることが必要

※2 平成21年4月分以降は、2分の1が国庫負担されます。(21年3月分までは3分の1が国庫負担)

※3 4分の1納付の場合は「5/8」が年金額に反映します。(21年3月分までは1/2)

2分の1納付の場合は「6/8」が年金額に反映します。(21年3月分までは2/3)

4分の3納付の場合は「7/8」が年金額に反映します。(21年3月分までは5/6)

☆ 保険料免除・納付猶予の種類と審査方法 ☆

パート・アルバイト等で厚生年金に未加入	保険料免除制度	本人・世帯主・配偶者	各々の所得審査
	納付猶予制度	本人・配偶者	各々の所得審査
学生	学生納付特例制度	本人	本人の所得審査
会社を退職者	失業による特例免除	世帯主・配偶者	各々の所得審査

「介護休業給付金の「支給率」や「賃金日額の上限額」が改定」

平成28年8月1日以降 に開始する介護休業から
介護休業給付金の「支給率」や「賃金日額の上限額」が変わります。

「支給率」は、休業開始時の賃金の**40% → 67%**

「賃金日額の上限額」は、

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額は、雇用保険の賃金日額の上限額をもとに決められています。これまでは「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用していましたが、平成28年8月1日以降に開始する介護休業からは、「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」を適用します。

平成28年8月1日以降、各年齢区分の賃金日額の上限額は変更されます。

平成28年8月1日以降に介護休業を開始した人は、支給の対象期間中に賃金の支払がある場合、支払われたその賃金の額が「休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額」に対し、13%（平成28年7月31日までに介護休業を開始した方は40%）を超えるときは支給額が減額され、80%以上のときは給付金は支給されません。